

議案第72号

向日市水道事業給水管理条例の一部改正について

向日市水道事業給水管理条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月28日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市水道事業給水管理条例の一部を改正する条例

向日市水道事業給水管理条例（平成10年条例第8号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（給水区域）</p> <p>第2条 市水道事業の給水区域は、向日市の区域内とする。ただし、水量に余剰のある場合で、公益上又は向日市水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が必要と認めるときは、_____向日市の区域外にも給水することができる。_____</p>	<p>（給水区域）</p> <p>第2条 市水道事業の給水区域は、向日市の区域内とする。ただし、水量に余剰のある場合で、公益上又は向日市水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が必要と認めるときは、<u>市議会の議決を経て</u>向日市の区域外にも給水することができる。<u>この場合の料金は、市議会の議決を経て別に定めるものとする。</u></p>

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。